

## 生涯スキーリーダー規程

(趣 旨)

第1条 本連盟教育本部規程第4条に基づき、生涯スキーリーダーについて必要な事項を定める。

(任 務)

第2条 生涯スキーリーダーは、クラブ内で中・高年層のスキーライフをコーディネートする。

(生涯スキーリーダー検定会の実施)

第3条 生涯スキーリーダー検定会(以下「検定会」という。)は、加盟団体の主管において養成講習会・講習検定方式により実施する。

2 検定会の実施要領は、加盟団体等が公示する。

(検 定 員)

第4条 検定及び判定は、加盟団体長等から委嘱された検定員資格を有する検定員2名が担当する。

(実施回数、会期)

第5条 検定会の回数は、制限しないものとする。

(認定基準、認定基準実施要領)

第6条 検定会の実施要領及び認定基準は、次の各号に掲げるとおり定める。

(1) 養成講習は、8時間とし、すべて集合講習とする。

(2) 養成検定は、次のカリキュラムに準じて実施し、基礎理論はレポート方式とする。

① 実技内容、4時間(講習検定を含む)

導入技術の取り扱い、平地での移動技術、傾斜地での移動技術(登り方、滑降、制動技術、制動の回転技術、楽しむためのターンの組み立てによる回転技術)

② 理論内容、4時間(理論テストを含む)

指導方法論、スキー実施上の安全管理、バックカントリーの知識、生涯スキーの推進と方策

(3) 認定基準は、実技及び理論ともに合格した者を生涯スキーリーダーに認定する。

(受検資格)

第7条 受検者は、次に掲げる各号に該当しなければならない。ただし、受検年度は、本連盟年度とする。

(1) 受検する年の4月1日現在、40歳以上の者

(2) 級別テスト2級程度の技術を有する者

(受検手続)

第8条 認定を受けようとする者は、別に定める受検願書に必要書類を添え、実施団体の定める講習検定料と共に実施団体へ提出しなければならない。

(認定者の手続)

第9条 合格者は、合格と同時に本連盟会員に登録しなければならない。

2 認定者は、各種公認・登録料金一覧表に定める認定章代を納入するものとする。

(結果の報告)

第10条 主任検定員は、検定会実施の結果を、担当責任者を経て、本連盟会長

へ2週間以内に報告しなければならない。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、教育本部理事会の議決による。

平成21年9月18日 制定

平成23年9月20日 改正

平成29年7月15日 改正